

伊勢原市自殺対策計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画（以下「計画」という。）の原案を策定するとともに、計画の進捗状況の把握及び評価を行うことにより、自殺対策に係る施策の円滑な推進を図るため、伊勢原市自殺対策計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の原案の策定及び検討に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (3) その他計画の円滑な執行のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 雇用関係者
- (5) 関係市民団体の代表者等
- (6) 行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員は、前項各号に定める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、原則として、在任期間10年を超えないものとする。ただし、特別な事情ある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第8条 委員の報償金は、予算の範囲内で支給することができる。ただし、第3条第1項第3号から第7号までに規定する委員については、報償金は支給しないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、自殺対策主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。